

検査書類限定型モデル工事 実施要領

1 目的

「検査書類限定型モデル工事」は、完成検査時を対象に検査に必要な書類を限定し、「監督職員と検査員」や「監察・中間検査時と完成検査時」の書類の重複確認を原則行わないこととし、検査業務の効率化を図る。

2 対象工事

以下のいずれかに該当する工事（営繕工事を除く）で検査書類の限定化により事務処理の効率化が図られる工事を対象とする。

- ①工事成績評定対象外工事（請負金額が 500 万円未満の工事等）
- ②「富山県建設工事検査監察要領」による中間検査や工事監察を行った工事
- ③情報共有システム（ASP）を活用した工事（「情報共有システム試行要領（令和 5 年 4 月 富山県土木部）」による工事）のうち施工計画書、工事打合簿、工程管理資料、品質管理資料を ASP で共有する対象書類としている工事

※「低入札価格調査対象工事」は対象外

※施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3 試行内容

（１）書類検査

検査員は、完成検査時に下記の 7 書類に限定して書類検査を行う。

①施工計画書	⑤品質管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑥品質証明書等
③工事打合簿	⑦出来形管理図表
④工事写真	

※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料とする。

（２）調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

4 実施方法

（１）工事成績評定対象外工事

- ①特記仕様書に検査書類限定型モデル工事である旨記載する。

【特記仕様書 記載例】

(検査書類限定型モデル工事)

第〇条

- 1 本工事は「検査書類限定型モデル工事 実施要領」(令和 5 年 4 月 富山県〇〇〇)に基づく「検査書類限定型モデル工事」である。
- 2 検査書類限定型モデル工事は、完成検査時に下記の 7 書類に限定して書類検査を行うものである。

①施工計画書	⑤品質管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑥品質証明書等
③工事打合簿	⑦出来形管理図表
④工事写真	

- 3 特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記 7 書類以外の追加書類を併せて通知する。
- 4 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

(2) 中間検査や工事監察を行った工事

- ①中間検査、工事監察の実施後、工事打合簿により、受注者に指示するものとする。

(3) 情報共有システム(ASP)を活用した工事

- ①情報共有システム(ASP)を活用した工事で、「情報共有システム試行事前協議チェックシート」を用いて対象書類を決定後、受発注者間の協議により検査書類限定型モデル工事とすることができる。

【工事打合簿(指示)記載例】

- 1 本工事を「検査書類限定型モデル工事」の対象とする。
検査書類限定型モデル工事とは、完成検査時に下記の 7 書類に限定して書類検査を行うものである。

①施工計画書	⑤品質管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑥品質証明書等
③工事打合簿	⑦出来形管理図表
④工事写真	

- 2 特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記 7 書類以外の追加書類を併せて通知する。
- 3 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。